

# 水害・土砂災害の 避難確保計画

【施設名： ○○○○ 】

令和 ○年 ○月 ○日 作成

# 目 次

## 真岡市へ提出する書類

1	計画の目的	P. 1	様式 1
2	計画の報告	P. 1	様式 1
3	計画の適用範囲	P. 1	様式 1
4	防災体制	P. 2	様式 2
5	情報収集・伝達	P. 3	様式 3
6	避難誘導	P. 4	様式 4
	施設周辺の避難経路図	P. 5	別紙 1
7	避難の確保を図るための施設の整備	P. 6	様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	P. 6	様式 5

## 個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画	P. 7	様式 6
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	P. 8	様式 7
11	施設内緊急連絡網	P. 9	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	P. 9	様式 8
13	対応別避難誘導方法一覧表	P. 10	様式 9
14	防災体制一覧表	P. 11	様式 10

## 自衛水防組織を設置する場合のみ作成 ※作成した場合は様式 11 のみ市へ提出

15	自衛水防組織の業務に関する事項	P. 12	様式 11
	自衛水防組織活動要領（案）	P. 13	別 添
	自衛水防組織の編成と任務	P. 14	別表 1
	自衛水防組織装備品リスト	P. 15	別表 2

### <作成のポイント>

- ・自衛水防組織を設置する場合、**様式 11** のみ市へ提出してください。**別添**、**別表 1** 及び **別表 2** の提出は不要です。

## 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づくものであり、水害時や土砂災害発生時における本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2 計画の報告

計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

## 【施設の状況】

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約(30)名	約(10)名	約(30)名	約(5)名
夜間	約(30)名	約(5)名		

## &lt;作成のポイント&gt;

- ・利用者数は定数(定員)があればその人数を記入してください。
- ・夜間や休日は不在となる場合は空欄としてください。

## 【本施設で想定される災害の確認】

※該当する内容に☑してください。

洪水浸水想定区域	☑ 指定されている (☐ 鬼怒川 ☐ 小貝川 ☑ 五行川)	
	浸水深: ☐ 0.5m未満 ☑ 0.5m~3.0m未満 ☐ 3.0m~5.0m未満 ☐ 5.0m~10.0m未満	
	☐ 指定されていない	
土砂災害警戒区域等	☑ 指定されている	☑ 土砂災害警戒区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域
	☐ 指定されていない	
屋内安全確保	☑ 可	本施設は想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない。
	☐ 不可	

※洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の確認は、真岡市防災マップや国土交通省が作成した「重ねるハザードマップ (<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>)」で詳しく確認することが出来ます。

4 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

※該当する内容に☑し、必要事項を記入してください。

体制	判断時期	活動内容	対応者
警戒レベル2	<p><b>注意体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨や台風接近が予想されるとき</li> <li>真岡市に「大雨・洪水注意報」が発表された場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">氾濫注意水位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 1.50m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 1.50m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 1.80m</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 1.90m</li> </ul> <p>の水位が「氾濫注意水位」に達したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報等の情報収集</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;作成のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>判断時期や活動内容に追加がある場合は記載してください。</li> </ul>	<p>情報班</p>
警戒レベル3	<p><b>警戒体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>真岡市に「大雨警報」「洪水警報」が発表されたとき</li> <li>土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」になったとき</li> <li>真岡市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したとき</li> </ul> <p style="text-align: right;">避難判断水位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 2.60m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 2.10m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 2.90m</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 2.70m</li> </ul> <p>の水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報等の情報収集</li> <li>保護者・家族等への事前連絡</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;作成のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の危険度分布は「キキクル」で確認ができます。</li> </ul> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.ht">https://www.jma.go.jp/jma/index.ht</a></p>	<p>情報班</p> <p>情報班</p> <p>避難誘導班</p> <p>避難誘導班</p>
警戒レベル4	<p><b>非常体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>真岡市に「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</li> <li>土砂災害の危険度分布が「非常に危険(うす紫)」になったとき</li> <li>真岡市から「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき</li> </ul> <p style="text-align: right;">氾濫危険水位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 3.30m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 2.60m</li> <li><input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 3.20m</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 3.20m</li> </ul> <p>の水位が「氾濫危険水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体の避難判断及び指示</li> <li>施設内全体の避難誘導</li> </ul>	<p>避難誘導班</p> <p>避難誘導班</p>

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

#### 【主な情報及び収集方法】

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ インターネット ・気象庁HP ( <a href="http://www.jma.go.jp">http://www.jma.go.jp</a> ) ・真岡市防災WEB ( <a href="http://www.bousai-moka.jp/">http://www.bousai-moka.jp/</a> )
洪水予報・ 河川水位	テレビ、ラジオ インターネット ・国土交通省 川の防災情報 ( <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> ) ・とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報 ( <a href="https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/">https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/</a> ) ・気象庁 指定河川洪水予報サイト ( <a href="http://www.jma.go.jp/jp/flood/">http://www.jma.go.jp/jp/flood/</a> ) ・真岡市防災WEB ( <a href="http://www.bousai-moka.jp/">http://www.bousai-moka.jp/</a> )
土砂災害 警戒情報	テレビ、ラジオ インターネット ・とちぎ土砂災害警戒情報 ( <a href="https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/alert_map.asp">https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/alert_map.asp</a> )
避難情報 ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	テレビ、ラジオ 防災行政無線 インターネット等 ・真岡市ホームページ ( <a href="https://www.city.moka.lg.jp/">https://www.city.moka.lg.jp/</a> ) ・真岡市防災WEB ( <a href="http://www.bousai-moka.jp/">http://www.bousai-moka.jp/</a> ) ・真岡市公式ツイッター ・真岡市公式アプリ エリアメール (各携帯会社から配信)

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

「様式8施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて体制の確立状況、気象情報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等の収集した情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には、「様式7利用者緊急連絡先一覧」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、避難を開始する旨を連絡する。

## 6 避難誘導

## (1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

なお、避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

※該当する内容に☑し、必要事項を記入してください。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇小学校	( 1.000 ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩
			<input checked="" type="checkbox"/> 車両 ( 5 ) 台
屋内安全 確保 (垂直避難)	<input checked="" type="checkbox"/> 施設内の 2 階に移動		
	<input type="checkbox"/> 近隣の施設の 階に移動		
	<input type="checkbox"/> その他		

作成のポイント

・状況に応じて、屋内安全確保が可能かどうか、  
近隣に避難可能な施設があるかどうか確認してください。

## (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、「別紙1 施設周辺の避難経路図」のとおりとする。

## (3) 避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

## ① 避難場所へ避難の場合

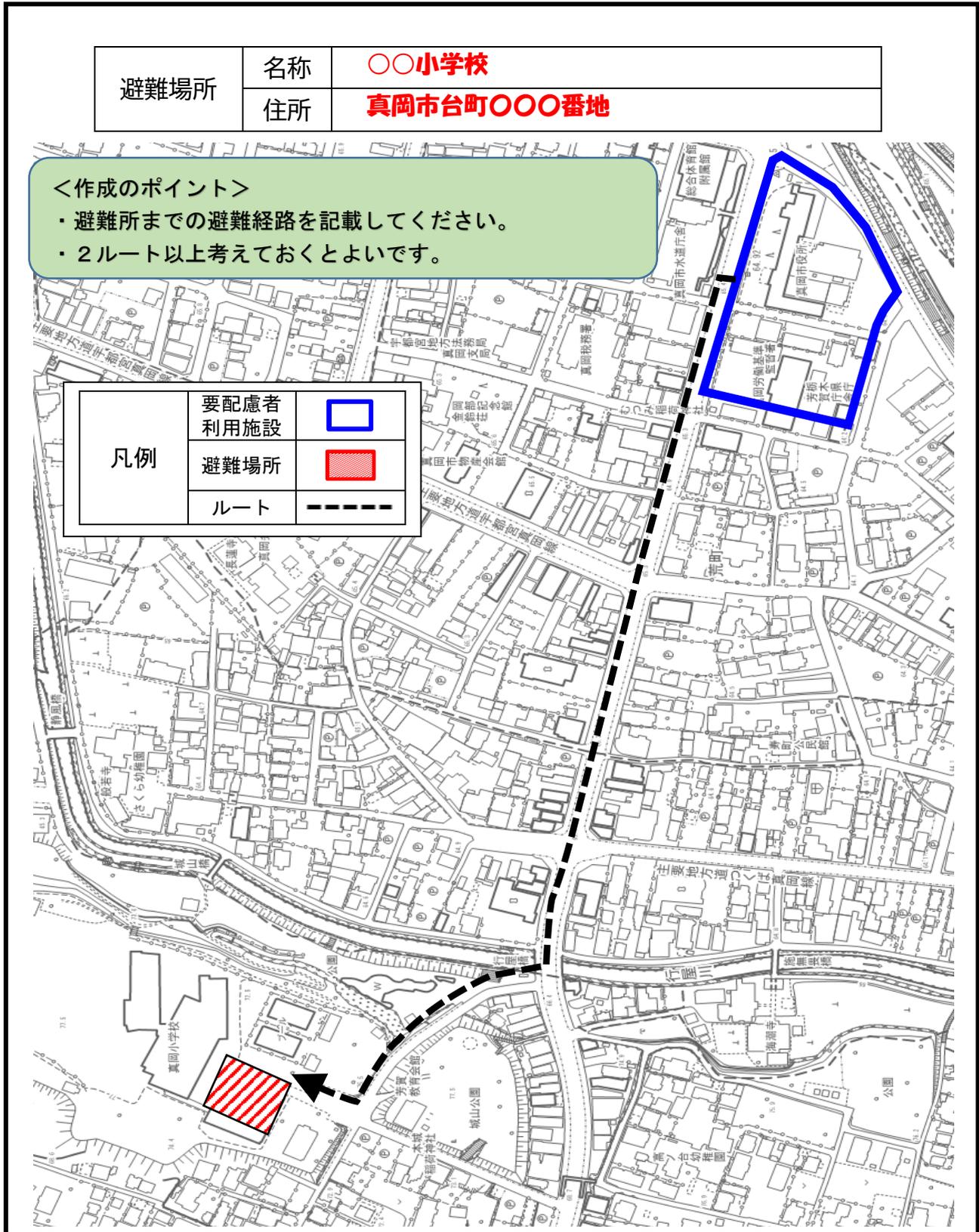
- ・避難場所までの移動は、車両 ( 5 台 ) によるものとする。
- ・施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

## ② 施設内避難の場合

- ・施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・自立歩行不能者の搬送方法は、担架及びストレッチャー等によるものとする。
- ・施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時（土砂災害警戒時）の避難場所は、防災マップの想定浸水域および浸水深（土砂災害警戒区域等）から、以下の場所とする。



※避難場所及び避難経路については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達・及び避難誘導の際に使用する設備又は資器材については、表の「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

また、これらの資器材等について、日頃からその維持管理に努めるものとする。

## 【避難確保資器材等一覧】

※該当する内容に☑し、必要事項を記入してください。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	☑テレビ    ☑ラジオ    □タブレット    □ファクス □携帯電話    ☑懐中電灯    ☑電池            □携帯電話用バッテリー
避難誘導	☑名簿(従業員、施設利用者)    □案内旗            □タブレット    □携帯電話 ☑懐中電灯    □携帯用拡声器    □電池式照明器具    ☑電池            □蛍光塗料 □携帯電話用バッテリー    □ライフジャケット
施設内の一時避難	☑水(1人あたり <b>2</b> ℓ)            ☑食料(1人あたり <b>9</b> 食分) ☑寝具                            ☑防寒具            □発電機            □燃料
要配慮者	☑おむつ・おしりふき            ☑常備薬
乳幼児	☑おむつ・おしりふき            □おやつ            □おんぶひも
衛生用品	☑ウェットティッシュ            ☑ゴミ袋            ☑タオル            ☑マスク
その他	☑その他 ( <b>カルテのバックアップテープ</b> )

## &lt;作成のポイント&gt;

・各施設で必要な資器材があれば追加してください。

## 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 **4**月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

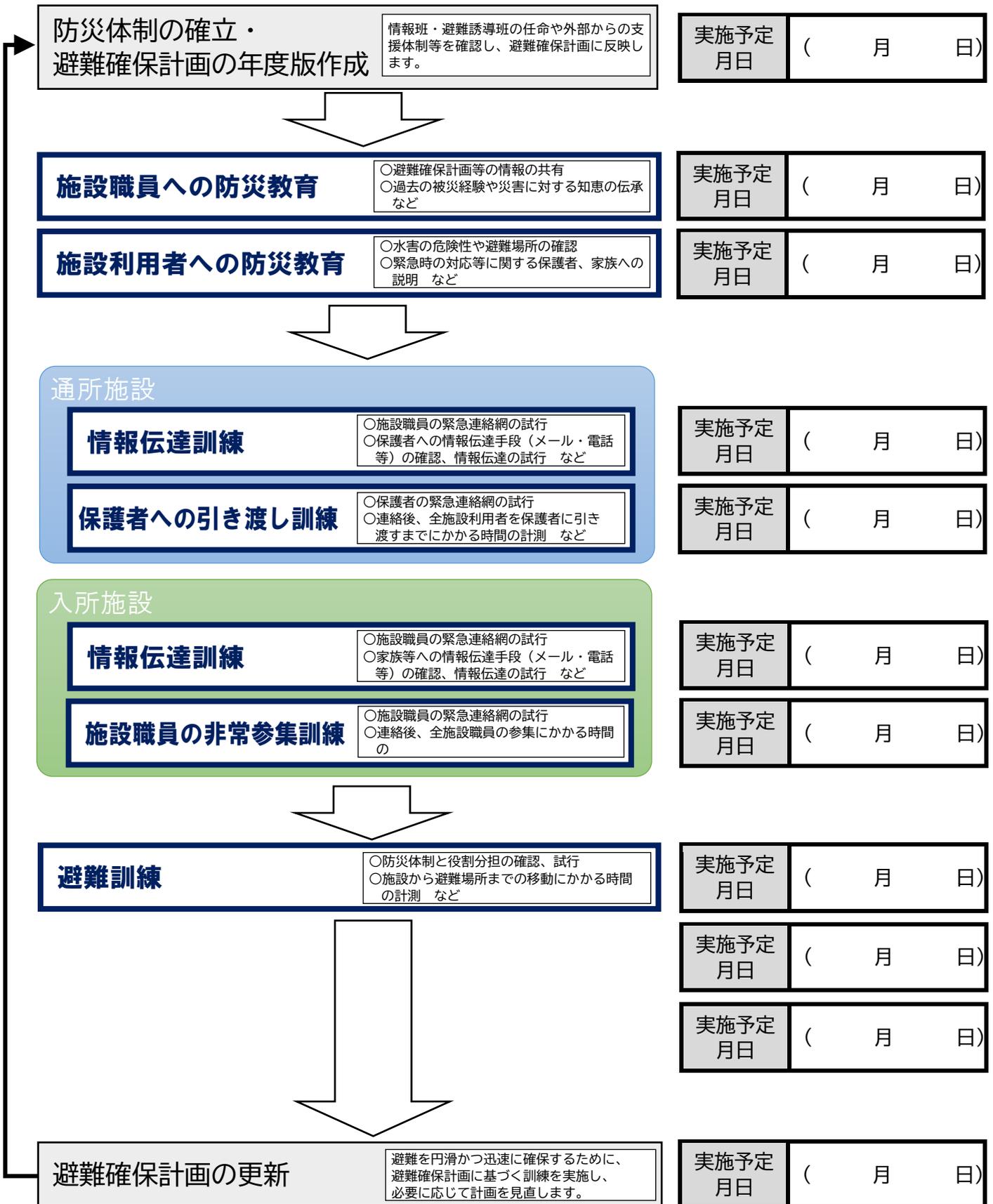
毎年 **5**月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、「様式6 防災教育及び訓練の年間計画」を毎年 **3**月に作成する。

## &lt;作成のポイント&gt;

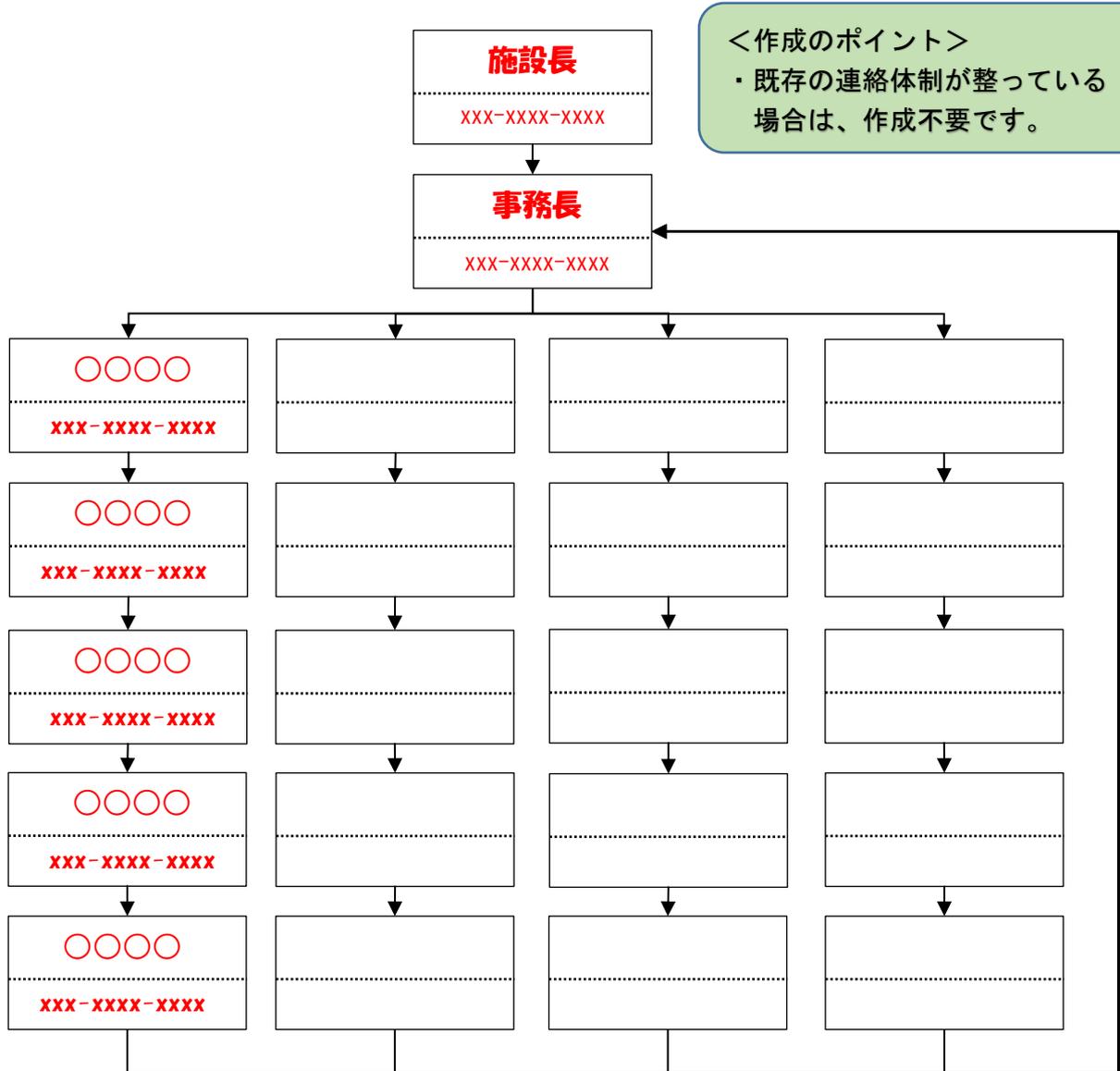
・年1回以上の訓練実施をお願いいたします。

9 防災教育及び訓練の年間計画





11 施設内緊急連絡網



<作成のポイント>  
 ・既存の連絡体制が整っている場合は、作成不要です。

12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

機関名	電話番号	ファクス	備考
真岡市くらし安全課	0285-83-8396	0285-83-8392	
<b>真岡市〇〇〇〇課</b>			
<b>真岡消防署</b>	<b>0285-82-3161</b>		
<b>真岡警察署</b>	<b>0285-84-0110</b>		
<b>〇〇病院</b>			

<作成のポイント>  
 ・各施設で必要な連絡先を記入してください。



## 14 防災体制一覧表

施設管理者 [ **施設長** ]  
 (代行者) [ **事務長** ]

## &lt;作成のポイント&gt;

- ・自衛水防組織を設置する場合は不要。
- ・すでに防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

	担当者	役割
情報班	班長 [ <b>管理職員</b> ] 班員 [ <b>5</b> ] 名 ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ]	・ 気象情報等の情報収集 ・ 情報内容の記録 ・ 館内放送等による情報伝達 ・ 関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役割
避難誘導班	班長 [ <b>管理職員</b> ] 班員 [ <b>5</b> ] 名 ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ]	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認

## &lt;作成のポイント&gt;

- ・各施設の実情（大規模又は小規模等）に応じた人員配置が大切です。

## 15 自衛水防組織の業務に関する事項

## (1) 設置

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

## (2) 訓練

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ・毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
- ・毎年5月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## (3) 報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市長へ報告する。

## &lt;作成のポイント&gt;

- ・自衛水防組織を設置する場合、**様式 11**のみ市へ提出してください。  
なお、設置しない場合、作成不要です。

## 別添「自衛水防組織活動要領（案）」

## &lt;作成のポイント&gt;

- ・自衛水防組織を設置しない場合は作成不要

## (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

## (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

## (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

## (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 自衛水防組織の編成と任務

&lt;作成のポイント&gt;

・自衛水防組織を設置しない場合は作成不要

統括管理者	[	<b>施設長</b>	]
(代行者)	[	<b>事務長</b>	]

	担当者	役割
情報班	班長 [ <b>管理職員</b> ] 班員 [ <b>5</b> ] 名 ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況の把握</li> <li>・気象情報、洪水予報、水位・土砂等の情報収集</li> <li>・情報内容の記録</li> <li>・館内放送等による情報伝達</li> <li>・関係者及び関係機関との連絡</li> </ul>

	担当者	役割
避難誘導班	班長 [ <b>管理職員</b> ] 班員 [ <b>5</b> ] 名 ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ] ・ [ ○○○○ ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導の実施</li> <li>・未避難者、要救助者の確認</li> </ul>

別表2 自衛水防組織装備品リスト

&lt;作成のポイント&gt;

・自衛水防組織を設置しない場合は作成不要

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料